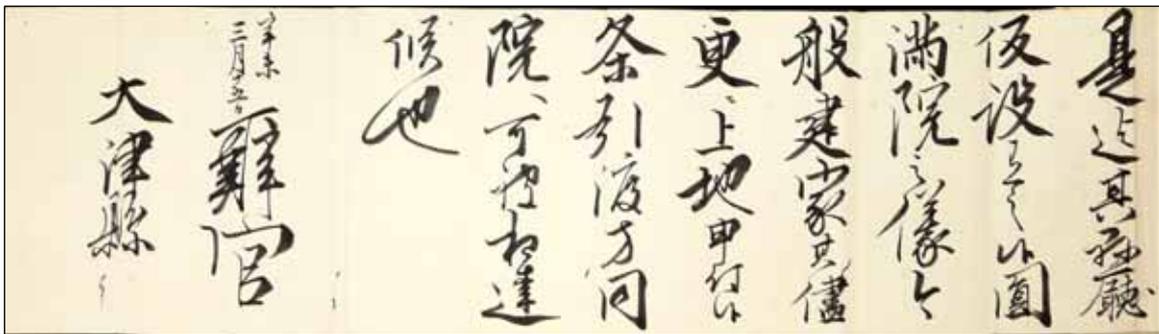


展示「県庁舎の歴史（明治編）」

平成 21 年 5 月 18 日～6 月 12 日

現在地（旧大津市東浦）に建つまでの滋賀県庁舎は、別所の園城寺内円満院を転用したものだった。最初に円満院を県庁舎に使用したのは滋賀県の前身の大津県である。大津県庁は大津町中を転々としたあと、明治 2 年（1869 年）1 月に円満院に移ってきたとされる。



「円満院建屋とも上地につき大津県へ通達」 明治 4 年（1871 年）

冒頭に「是迄其^{これまで}縣庁^{これありそろう}仮設有之候円満院」とあるように、大津県庁は当初間借り状態であった。しかし明治 4 年 3 月には円満院に建物ごと上地させ、大津県に引き渡させることとなっている。

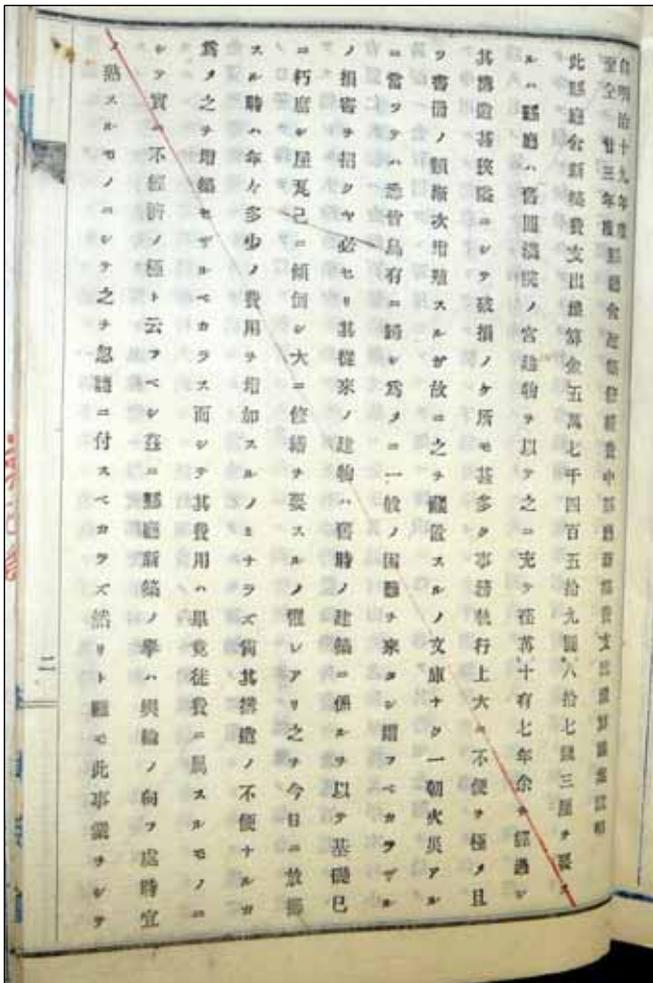
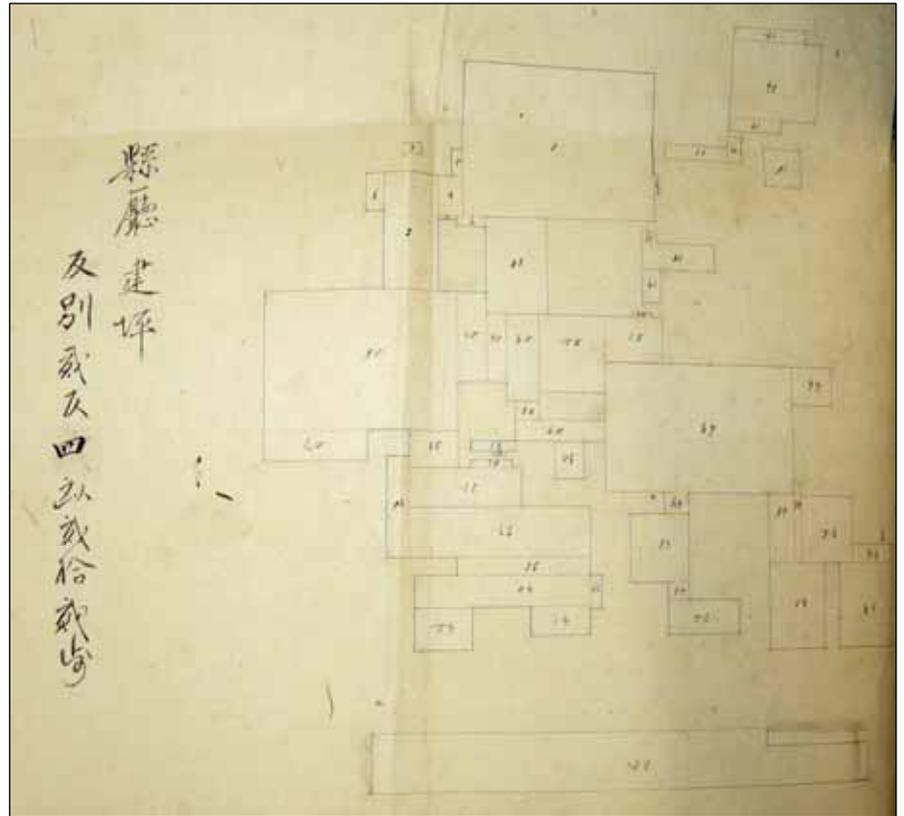


円満院庁舎時代の県庁位置 明治初期

「滋賀郡官林位置全図」より。「園城寺境内」の傍らに「縣廳」（県庁）と書かれている。

「明治 10 年滋賀県庁構内図」

明治 10 年（1878 年）円満院庁舎時代の間取り。書き込まれた数字に対応する記述は見あたらない。この時期には庶務・勸業・租税・警保・学務・出納の 6 課（計 22 掛）があった。



「県庁新築費支出予算議案説明」

明治 18 年（1885 年）

新庁舎建設を必要とする理由として、円満院庁舎の狭隘・破損とともに、次第に増加する「書冊ノ類」を保管する書庫がないことをあげる。もし火事でもあればすべてが烏有に帰し、必ず言い尽くせないほどの損害を招く、と述べている。

何人ヲ向ハス尤ノ諸口ヨリハ靴ノ外昇降
 相成ラス
 正 面 玄 關
 縣會 簿事 室入口
 執務室ニ於テ 湯茶 等ヲ 喫シ 又ハ他人ニ
 湯茶 等ヲ 世スル 相成ラス
 廳内 外 掃除ノ 事ハ 第二部 土木 課 長
 計 課ニ 於テ 擔當スベシ
 但 警 察 本 部ハ 此 限ニ アラス

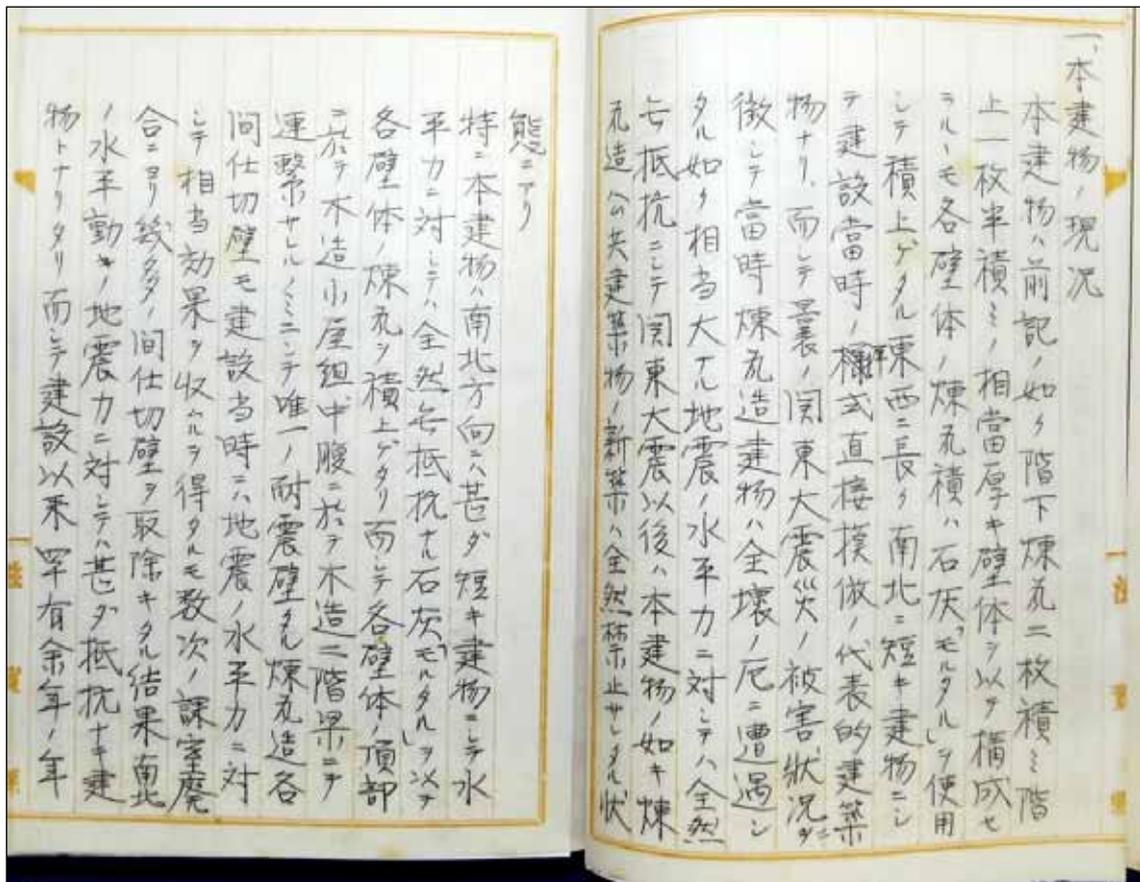
本縣廳新築落成移轉候付テハ自今迄
 各項心得ベシ
 明治廿一年七月七日
 滋賀縣知事 中井弘
 判任官以下 洋服着用スベシ
 但 警 察 本 部ヲ 除クノ 外 雇ハ 当 分 酌 儀
 袴 着用 苦シカラス
 判任官以下 靴ノ 外 昇 降 相 成 ラス
 給 仕 モ 二 項 兩 項 ノ 通 ト ス

「県庁新築落成移転にさいしての訓令」

明治21年(1888年)

現在地(旧大津市東浦)に県庁が移転した翌月(21年7月)の訓令。判任官以下の官吏にも洋服と靴の着用が義務づけられており、洋風建築となった新庁舎にふさわしい外見が求められたことがわかる。執務室での喫茶禁止も記される。

判任官：各省大臣・府県知事などの権限で任免される官吏



昭和初期の県庁舎の状態

昭和 11 年 (1936 年) 頃

「県庁舎改築理由調書」に記されたもの。明治期の「洋式直接模倣」建築物である当時の県庁舎は、南北に短い構造と壁体接合部に生じた相当な亀裂のため、関東大震災 (大正 12 年 = 1923 年) のような巨大地震にはまったく無力であると述べる。数度の課室の廃合により、唯一の耐震壁たる間仕切壁も多くが取り除かれたとある。

県庁舎の変遷

円満院庁舎

明治2年(1869年)1月～21年(1888年)6月

明治5年1月、大津県から滋賀県となる

東浦旧庁舎

明治21年(1888年)6月～
昭和12年(1937年)6月

煉瓦造り2階建てで竣工当時44室。建坪512坪。煉瓦石は淡黄色のセメントで包んでいたという。設計は内務省土木局から出向の小原益知(五等技師)。建築総費用11万円。右の写真は昭和12年の取り壊し前。

「東浦」は、昭和40年に現在の「京町四丁目」となる以前の地名



昭和12年6月～14年4月の新庁舎建設工事期間は別所の仮庁舎へ



東浦新庁舎

昭和14年(1939年)4月～現在

鉄筋コンクリート一部鉄骨造りの4階建て、塔屋・地下防護室付き。外壁タイル部分は防空色。建築面積(延べ)4698坪。設計は佐藤功一・国枝博。工費200万円。